

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）
および特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備
を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 用語および定義の変更（第 2 条関係）

法改正に伴い、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変更され
たことに合わせ、用語および定義を変更するほか、必要な定義を加え
る。

(2) 利用者負担額における副食費の取扱規定の追加（第 13 条関係）

法改正に伴い、教育・保育給付認定を受けた保護者と当該保護者の
同一の世帯に属する者にかかる市町村民税所得割合算額が、基準金額
未満であるものからは副食費を徴収しないとされたことから、特定教
育・保育施設は当該費用を受領しない旨の規定を定める。

(3) 特定教育・保育施設等との連携の見直し（第 42 条関係）

特定地域型保育事業者による代替保育等の連携施設の確保が著しく
困難であると認める場合であって、連携協力を行う事業者がいる等の
一定の要件を満たすと市長が認めるときは、代替保育等の確保の規定
を適用しないことができる。

(4) 特例保育所型事業所内保育事業者の規定の追加（第 42 条関係）

保育所型事業所内保育事業を行うもので、地域枠の乳幼児の受入れ
をしている場合でも、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているな
ど、市長が適当と認めるものは、連携施設を確保しないことができる。

(5) 連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直し（付則第 5 条関係）

特定地域型保育事業者における連携施設の確保を猶予する経過措置
期間を 5 年延長し、10 年とする。

(6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日

青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例要綱

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定にもとづき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

2 制定の内容

(1) 用語（第2条関係）

この条例で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(2) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置（第3条関係）

青梅市は、改正法附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設にかかる法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

3 施行期日

令和2年1月1日